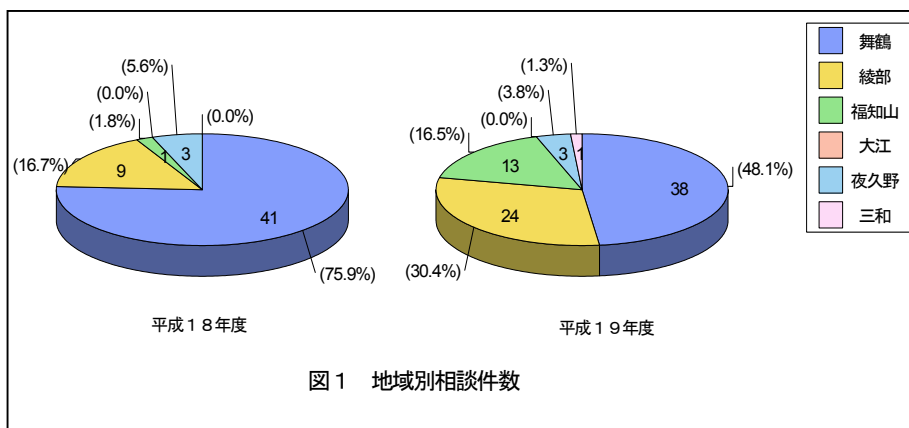


- <内容>
- 1 平成19年度の事業報告です
 - 2 市立福知山市民病院にもリハビリ相談窓口を開設しました
 - 3 サービスご利用者の声くリハビリ訪問指導サービス>
 - 4 平成20年度リハビリ従事者研修会のご案内
 - 5 きょうと健康医療よろずネットからリハビリ情報検索
 - 6 リハビリ支援センター Q & A コーナー

1 平成19年度の事業報告です

平成19年度もひきつづき舞鶴赤十字病院が中丹圏域における地域リハビリテーション地域支援センターとして京都府より指定を受け、「リハビリ相談受付」「リハビリ訪問指導」「リハビリ従事者研修会」「リハビリ資源調査・情報提供」等の事業を行いました。

「リハビリ相談受付」では合計80件の相談があり、前年度と比較すると綾部市・福知山市からの相談件数が伸びてきています(図1)。ケアマネジャーからの相談が55.0%と最も多く、次いで施設(入所・通所)16.2%、本人家族10.0%、訪問看護6.3%等となっています。相談への対応方法は、59件(73.8%)に「リハビリ訪問指導」を行ないました。これには舞鶴市民病院や福知山市民病院、舞鶴共済病院、綾部ルネス病院、五十鈴荘といった協力病院・施設のリハビリテーション専門職の皆様にも、訪問指導の講師としてご協力いただきました。



院、五十鈴荘といった協力病院・施設のリハビリテーション専門職の皆様にも、訪問指導の講師としてご協力いただきました。

「リハビリテーション従事者研修会」では6つのテーマからなるベーシックコースと、ベーシックコース受講経験者を対象に介護職と看護職に分けたステップアップコースを5月～11月にかけて行いました。

3月には福知山市の方からもリハビリ相談をお受けしやすいように、福知山市民病院にリハビリ相談窓口の開設をお願いしました。



<詳細はホームページ <http://www.chutan-rh.jp> に掲載しています>

2 市立福知山市民病院にもリハビリ相談窓口を開設しました

平成15年4月から「リハビリ相談窓口」を舞鶴赤十字病院に開設してまいりましたが、遠距離である等の理由から福知山市民の方のご利用が少ない傾向が続いていました。これに対し、福知山市の中核的病院であり中丹地域で唯一回復期リハビリテーション病棟を有する市立福知山市民病院様にご協力をいただき、平成20年3月に「リハビリ相談窓口」を開設していただくことが出来ました。これにより中丹圏域では中丹東地域と中丹西地域の2カ所に「リハビリ相談窓口」が設置されることとなり、京都府下の圏域では初めての試みとなります。福知山市民の方が身近なところで相談しやすくなるなど、サービス向上につながると期待されます。窓口の詳細は以下の通りです。

リハビリに関するご相談をお受けします

介護保険施設や在宅で、どのようなリハビリをすればいいの？
利用者の身体能力にあった住宅改修や福祉用具のアドバイスがほしい。
病院から退院後に、どこか近くでリハビリを続けて受けたい。
などなど・・・

中丹支援センターの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、
このような問題の解決をサポートいたします。
お気軽にご相談下さい。

<中丹東; 舞鶴綾部エリア> 舞鶴赤十字病院

所在地	〒624-0906 京都府舞鶴市字倉谷427番地 舞鶴赤十字病院 リハビリテーション課内 (1階リハビリテーション受付窓口)
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～16:45 (第2・4土曜日・日曜日・祝日・年末年始・6月1日を除く)
お問い合わせ	TEL : 0773-75-2094 FAX : 0773-75-2094 相談の際は「地域リハビリ支援センターへの相談」と申し出て下さい。

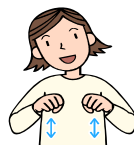
<中丹西; 福知山エリア> 福知山市民病院

所在地	〒620-8505 京都府福知山市厚中町231番地 市立福知山市民病院 地域医療連携室内 医療福祉相談室(1階⑨番窓口)
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)
お問い合わせ	TEL : 0773-22-6348 FAX : 0773-22-6334 相談の際は「地域リハビリ支援センターへの相談」と申し出て下さい。

*****< 福知山支援センター担当者から一言 >*****

今年から中丹地域リハビリテーション支援センターの相談窓口を福知山にも開設しました。まだ始めたばかりの初心者ですが、福知山支援センターとして皆様のご要望にお応えできるよう、4名のスタッフ一同、頑張っております。何卒宜しくお願いいたします。

市立福知山市民病院リハビリテーション科
理学療法士 田和靖成(写真前列中央)



3 サービスご利用者の声<リハビリ訪問指導サービス>

「理学療法士の訪問指導を受けて」 特別養護老人ホームグリーンビラ夜久野 足立厚子

グリーンビラ夜久野は平成7年4月に開設された特別養護老人ホームで、中丹地域の最西端に位置し、併設施設として短期入所生活介護、通所介護、ケアハウスがあります。開設当初に比べて介護の重度化、認知症高齢者の増大により、より専門的な介護力や援助技術が求められるようになりました。理学療法士が不在の施設ですので、高齢者の身体の仕組みや特徴が理解できないまま日々の介護に追われていたのが現状でした。



平成17年4月に介護職より、介護の基本的な知識や技術の取得、また利用者が安心して生活していただけるような環境整備、そして介護者の身体的負荷を軽減できる方法を学びたいと要望が出てきました。その当時、中丹地域リハビリテーション支援センターが地域の相談窓口として活動されており、施設にも訪問指導していただけることを知り、職員の資質向上と利用者の安心した生活が確保できることを目的にリハビリ訪問指導サービスを利用することにしました。



施設には平成17年度から年間3回、3年間で9回の理学療法士の派遣を受けています。回数を重ねることにより、基本的な介護技術からより専門的な個別援助方法を求めるようになりました。そして、講習会から模擬的な実施指導、さらに利用者参加の個別指導に変化していきました。介護事故を予防する観点から高齢者の身体能力や疾病、その特徴等、より具体的な内容指導、また生活リハビリを重点化し、転倒事故を防ぐための日常的な援助方法、関節の拘縮予防やクッションの使い方、安楽なポジショニング、さらに予測できる事故を未然に防ぐための環境整備や福祉用具の仕方等、専門的な知識や技術をこの3年間で理学療法士から指導していただきました。指導を受けて変わった点として、まず利用者自身が生活リハビリに対する関心が高まり、意欲的に取り組まれるといった姿勢の変化がありました。職員においても利用者が身体機能を維持し、少しでも安楽に生活していただけるように苦痛の軽減に努めてきました。そして事故が頻繁に発生していた時間帯に看護職と介護職が協働しリハビリ体操を実施することが日課の中に組み込まれ、職員の志しと連携体制が利用者の活気あふれる笑顔を作り出すことが出来るようになりました。



今後の課題として、出来るだけ多くの職員が参加できる開催時間の設定、また内容や対象を限定することで、専門的な知識や技術の習得を目的とする少人数制等、開催時間や内容の調整が重要になってきます。平成20年度においても、利用者の心身機能の維持と向上を目的に、個別のリハビリプログラムの作成を目標に職員が連携を図りながら利用者援助に取り組んでいきます。このようなリハビリ相談事業があることに大変感謝しております。

4 平成20年度リハビリ従事者研修会のご案内

本年度も各事業所等でリハビリテーションに従事されている方(PT・OT・ST・看護師・運動指導員・ヘルパー等)を対象に、地域で連携のとれる従事者の育成を目指してリハビリテーション従事者研修会を開催いたします。受講者数は各会場 24 名で受講料は無料。申込方法等の詳細は各事業所に送付されます研修案内をご覧ください。

ベーシックコース	開催日	会 場
第1回テーマ 福祉用具・ROM訓練	8/7 木 8/8 金	中丹東保健所 中丹西保健所
第2回テーマ 筋力訓練・摂食嚥下	9/4 木 9/5 金	中丹東保健所 中丹西保健所
第3回テーマ 住環境調整・トランスファー	10/2 木 10/3 金	中丹東保健所 中丹西保健所

※【ベーシックコース】は各回2テーマからなる3回シリーズで構成されている基礎編です。次年度開催予定のステップアップコースの受講条件にもなってます。

※【お問い合わせ先】

中丹東保健所 (0773-75-0806 ; 担当内海)

中丹西保健所 (0773-22-6381 ; 担当岩下)

5 きょうと健康医療よろずネットからリハビリ情報検索

京都府健康福祉部医療課が運営している救急医療等の情報検索サイトから、リハビリテーション情報の検索ができるようになりました。ただし、従来の「中丹地域リハビリテーション連携推進ガイド」で提供してきたリハビリ連携窓口担当者の検索には、各事業所のパスワード入力が必要です。



<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/>

6 リハビリ支援センター Q&Aコーナー

Q. リハビリ相談窓口で府民から直接相談ができますか？

A. 中丹地域のリハビリ支援センターでは事業所様以外にも府民のみなさまからのご相談もお受けしています。介護保険などの事業所サービスをご利用されていない場合や、事業所様がその問題に気がつかれていないケースもあるからです。支援センターとしては、関係機関や事業所の皆さんと連携をとりながら問題の解決にあたらせていただきます。また中丹地域以外のリハビリ相談窓口では、事業所様からの相談に限定されている地域がありますのでご注意ください。

Q. 標準的リハビリ日数って何ですか？

A. 病院など医療保険で行うリハビリテーションについて、算定日数の制限(脳血管疾患は180日、運動器疾患は120日など)が社会問題になっておりましたが、平成20年度の診療報酬改正で、「標準的リハビリ日数」という呼び方に変わり、この日数を超えても一月に13単位(1単位は20分)を超えなければ、リハビリを継続できるようになりました。また医師によりリハビリテーションを継続して行うことで効果があると判断される場合には、これら13単位の制限なくリハビリを続けて受けることができます。ただし同一の疾患名では2カ所以上の医療機関でリハビリを受けることができないといった制限や、介護保険のリハビリ(デイケア、訪問リハビリ)と同時に受けることができない場合もありますので、詳しくはリハビリテーション科の医師または担当者にお尋ね下さい。